

令和5年度 意見・要望等解決について

社会福祉法第82条の規定により、三根みどり保育園・小規模保育園ゆめのみでは、利用者からの意見・要望・苦情・不満に適切に対応する体制を整えております。

令和5年度における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員へのお申し出の状況について報告いたします。

記

[申出件数]

1件（三根みどり保育園） 0件（小規模保育園ゆめのみ）

[申出日]

令和5年7月13日

[申出方法]

保護者面談でのお申し出 2件

[申出内容]

クラス内の特定の2名の園児の言動、他児との関わり方（暴力ともとれる行動）に対して園としてどの様に対処されているのかを伺いたい旨の申し出が担任を通じて行われた。また、暴力的な行動に対して怪我を負ってしまうのではないかと不安を感じている。

[園の対応状況]

申し出の翌日に担任より報告を受け、申出の保護者に対して連絡帳アプリを通じて他者が嫌がる言動や行動などへは強く指導していく旨を伝える。

また、当該園児（2名）の保護者へは面談の時間を作ってもらい園長より保護者からの申し出の内容を伝え、家庭においても指導を行っていただく旨を伝える。